

# 令和6年第1回定例会議事日程（第2号）

令和6年3月5日（火）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第3号 吉富町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第4号 吉富町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第4 議案第5号 吉富町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第6号 吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第7号 吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第8号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第9号 吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第10号 吉富漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 吉富町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第12号 吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第13号 吉富町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第14号 令和5年度吉富町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第14 議案第15号 令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第16号 令和5年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第17号 令和5年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第18号 令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第18 議案第19号 令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第20号 令和6年度吉富町一般会計予算について
- 日程第20 議案第21号 令和6年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第22号 令和6年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第22 議案第23号 令和6年度吉富町奨学金特別会計予算について

- 日程第23 議案第24号 令和6年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第24 議案第25号 令和6年度吉富町下水道事業会計予算について
- 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第26 発議第1号 「広報特別委員会」設置に関する決議について

令和6年第1回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和6年3月5日	
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場	
開 会	3月5日 10時00分	
応 招 議 員	1番 新保 祐介	6番 横川 清一
	2番 丸谷 宏一	7番 是石 利彦
	3番 角畑 正数	8番 岸本加代子
	4番 向野 倍吉	9番 矢岡 匡
	5番 太田 文則	10番 山本 定生
不 応 招 議 員	なし	
出 席 議 員	応招議員に同じ	
欠 席 議 員	不応招議員に同じ	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 花畑 明	上下水道課長 奥家 照彦
	教 育 長 江崎 藏	地域振興課長 石丸 貴之
	未来まちづくり課長 和才 薫	教 務 課 長 鍛治 幸平
	総務財政課長 奥本 仁志	建 設 課 長 軍神 宏充
	住 民 課 長 友田 哲也	吉富あいセンター長 梅林 正典
	税 務 課 長 岩井 保子	検査会計室長 奥本 恭子
	会計管理者 岩井 保子	吉富保育園長 鍛治 淳子
	福祉保険課長 別府 真二	吉富幼稚園長
	子育て健康課長 石丸 順子	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	局 長 小原 弘光	
	書 記 鶴本 宏	
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり	
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり	

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、丸谷議員、角畑議員の2名を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第3号 吉富町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定  
について**

○議長（山本 定生君） 日程第2、議案第3号吉富町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案第3号について御説明をいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

吉富町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例でございます。

行政手続におけるDXの推進が求められる中で、国においては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律により、行政手続のオンライン実施を原則とし添付書類を不要とするなどオンライン化に必要な事項について統一的にルールを定めております。これにより他の個別の法令等において書面によるものとされている申請等についても、当該、他の法令等を改正することなくオンライン化を可能としております。

本町においても、法の趣旨に沿って町が実施する行政手続について、他の条例や規則等において書面等により行うことが規定されている行政手続であっても、当該、他の条例等の規定にかかわらず情報通信技術を活用したオンラインによる手続を可能にするため本条例を制定するものであります。

それでは、条を追って内容の説明をさせていただきます。

議案書2ページをお願いいたします。

まず第1条は、目的についての規定です。この条例の目的として、行政手続オンライン化による住民の利便性向上や、行政運営の簡素化、効率化を図ることを定めております。

次に第2条の定義では、この条例で使用する用語の定義について定めております。

第1号で、町の条例や規則等のほか、地方自治法第252条の17の3第1項の規定により、

県からの権限移譲事務について、町が適用する県の条例と規則もこの条例の対象となる旨を規定しております。

第2号では、この条例の対象となる町の機関等として、町の執行機関のほか、議会や公営企業、指定管理者も対象になる旨を記載しております。議会を含めている理由としましては、情報公開条例など議会も対象となる手続を定めた条例がある場合に、この条例の対象に含めなければ議会だけが別途条例を定める必要が生じることから、これを避けるためでございます。

その他につきましては、記載のとおりであります。

続いて、議案書3ページになります。

第3条では、電子情報処理組織による申請等としまして、第1項において、他の条例等の規定により、書面等により行うこととしている申請等について、電子情報処理組織、いわゆるオンラインの申請システムにより行うことができる旨を規定しております。

第2項は、オンラインによる申請は書面等により行われたものとみなす規定になります。

第3項は、オンライン申請は町の電子計算機、いわゆるパソコン等に備えられたファイルに記録をされたときに到達したものとみなすという規定になります。

第4項は、署名等を必要とする申請等をオンラインで行う場合、マイナンバーカードの利用、その他規則で定めるものによる氏名または名称を明らかにする措置をもって当該署名に代えることができる旨を規定しております。

第5項は、他の条例等で手数料の納付方法が規定をされている申請等につきまして、オンラインで申請を行った場合、オンラインによる決済が可能なシステム等で、規則で定める方法により納付をすることができる旨を規定しております。

議案書4ページ、続きます。

第6項では、申請等の際に本人確認をすべき事情がある場合など、オンラインによる実施が困難または著しく不相当と認められる部分がある場合には、前項までのオンライン申請を可能とする規定を部分的に適用する旨を定めております。

第4条は、電子情報処理組織による処分通知等の規定であります。他の条例等の規定にかかわらず、町が行う申請等に伴う処分通知等をオンラインにより行うことを可能とする規定となります。条文の構成は第3条とほぼ同じでありまして、手数料の納付の規定を除き、先ほど第3条で説明した内容について、町が処分通知等を行う際にも同様に規定をしているものとなっております。

次に、議案書5ページの中ほど、第5条になります。

第5条は、電磁的記録による縦覧等の規定であります。

第1項は、書面等により行うこととしている縦覧等について、書面等の内容が記録されたデー

タまたはそのデータを記載した書類により行うことができる旨を規定しております。

第2項では、第1項のデータ等により行われた縦覧等は書面等により行われたものとみなす旨を規定しております。

第6条は、電磁的記録による作成等としまして、第1項において書面等により行うこととされている記録の作成等については、データの作成等により行うことができるものと規定をしております。

第2項では、データにより作成等されたものを書面等により行われたものとみなす規定であります。

第3項では、作成等に当たり署名等を要することが他の条例等で規定されている場合、氏名または名称を明らかにする措置をもって当該署名に代えることができる旨を規定しております。

議案書6ページになります。

第7条、適用除外では、第1号において、対面による確認や書面の備えつけ等、オンライン化が適当でない手続として規則で定めるものは、この条例の適用除外としております。

第2号で、他の条例等で既にオンラインによる申請等が規定されているもの、こちらにつきましても適用除外としております。

第8条では、添付書面等の省略としまして、住民票の写しなど、規則で定める書面等であって他の条例等で添付することが規定されているものについて、マイナンバーカードの利用等により情報連携システム等から情報を入手、参照できる添付書類につきましても添付不要と定めております。

第9条、手続等に係る情報システムの整備等では、情報通信技術の利用の推進を図るための情報システムの整備を町の努力義務とし、その際は安全性及び信頼性の確保と手続の簡素化や合理化を図るよう努めることを規定しております。

議案書7ページ。

第10条では、情報通信技術を活用した行政手続の公表としまして、オンラインによる申請等や処分通知等、その他この条例の規定によりオンライン化した手続については、インターネットの利用等の方法により公表することとしております。

第11条では、委任としまして、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

最後に、附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これから質疑に入ります。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。また、質疑の回数は、同

一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっていきますので、よろしくお願いたします。

なお、質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いたします。

では、本案に対して質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。

この条文の中に2か所ほど、氏名または名称を明らかにする措置であって規則で定めるというのがあったかと思うんですけども、これ具体的にどんなことを想定されているのでしょうか。

○議長（山本 定生君） それ、どの部分ですか。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3条の4項の下のほうに「その他の氏名また名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる」というのと、6ページの第6条3項に「氏名または名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる」。

その「氏名または名称を明らかにする措置」というのが具体的にどういうことなのかなと思いました。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） こちらにつきましては、一例を挙げますととなりますが、マイナンバーカード、マイナンバーカードの中に記録されている氏名等の情報があります。そちらのものをシステム等にマイナンバーカードをかざして、それを読み込んで受け取る。情報を受け取るというようなものが該当します。電子署名と電子証明書というセットになるわけなんですけど、それで、個人、本人であることを確認するための措置と。マイナンバーカード等をシステムで読み取って、その情報をシステムのほうで取り込むというようなものが、これに該当する内容となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 第3条の4項のほうは同じように、今、課長が言われたマイナンバーカードだと思います。「特定の個人を識別するための番号の利用その他の」と書いてあるんですね。だから、マイナンバーカードはそうだろうと思うんですけど、「その他の」と書いてあったので、ほかにどういう方法なのかなと思ったんですが。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 基本的には、個人の場合はマイナンバーカードだと思っております。「マイナンバーカードの利用その他の」と申しますのは、マイナンバーカードの利用というものも含む例示ということですので、「その他の」というところは、その他のマイナンバーカードに代わる方式がもし出てくれば、そういったものも対象になってきますよということでありまして、現時点で個人の分につきましては、マイナンバーカードの利用が想定されるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） すみません。議員の方、質疑のときはマスクはちょっと外して、本当は逆転現象なんで申し訳ないけど、聞き取りづらいで、よろしくをお願いします。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この条例の制定が、国もそういったことをしている、国の法律に沿ったものということなんですけど、地方自治体に対して、国がこういうものを制定しなさいというような指導があったんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 国のほうの法律におきまして、市町村に、自治体につきましては努力義務ということになっておりますので、それを踏まえて制定をしたということでございます。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。ほかに。新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 1番、新保です。

こちらの条例を行うに当たって、町民の方々はどんなメリットがあって、デメリットあるのか、ちょっとこれ読んだだけでは分からないので、ちょっと具体的に教えていただければありがたいです。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 町民の皆様につきましては、この条例を設けることで、私どもが条例や規則を改正することなく様々な手続をオンラインで実施できることが可能になるような仕組みをつくることのできる、町がですね、ということですので、町民の皆様はそういったオンラインでの申請等が様々な場面で利用できる可能性が広がるという意味でメリットがあるんだろうと思っております。

デメリットにつきましては、書面による申請等も基本的には並行して行うということですので、特段のデメリットはないのではないかと考えます。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。

○議員（1番 新保 祐介君） はい。

○議長（山本 定生君） ほかによろしいですか。横川議員。

○議員（6番 横川 清一君） 7条の適用除外のところの点についてお尋ねいたします。

オンライン化に即しない適用除外に当たる手続とはどういうものがあるのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 今、具体的なこういうものというものを想定しているわけではないんですけども、規則で定める予定として、国のほうでも同じような規定があるんですけども、国のほうで定めているようなものと言いますと、虚偽がないかどうかを対面によって確認をする必要があるだろうと考えられるもの。具体的なものではないんですが、そういった申請に若干不安なところがあって、必ず本人に一度対面で確認したほうがいいなと思うようなことについては、それが必要です。または、添付書類について、原本をどうしても確認したいというような事案がある場合には、そういったものも対象となるというようなことが例示をされております。以上になります。

○議長（山本 定生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号吉富町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第4号 吉富町公共施設等整備基金条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第3、議案第4号吉富町公共施設等整備基金条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案第4号について御説明をいたします。

議案書8ページをお願いいたします。

吉富町公共施設等整備基金条例の制定についてでございます。

近年、公共施設等の老朽化が進み、様々な施設において大規模改修や更新が必要となってきておりまして、このための財源の確保が大きな課題となっております。

また、将来新たな公共施設の整備を行う際にも多くの財源を必要とすることから、これらに備え、公共施設等の整備のための基金を新たに設置し、あらかじめ計画的に積立てを行い、公共施設等の整備時に生ずる多額の財政需要に備えるため、本条例を制定するものであります。

それでは、条を追って説明させていただきます。

議案書は9ページになります。

第1条では、公共施設等の整備。この整備とは、新設、増設、改修、除却及び設備の更新等を言いまして、これらの財源に充てるために公共施設等整備基金を設置することを定めております。

第2条では、基金には一般会計予算に定める額を積み立てることを規定しております。この規定に沿って今年度の一般会計補正予算において2億円の積立てを行いたく、予算計上をさせていただいております。

第3条では、基金に属する現金については、最も確実かつ有利な方法で管理しなければならない旨を規定しております。昨年度から定期預金に加え債券でも運用を行っておりまして、この基金にとって、最もよいと思われる方法で運用できるように検討をしております。

第4条では、基金の運用で生じた収益は一般会計予算に計上し、この基金に編入することを定めております。

第5条では、財政上必要があると認める場合は、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用できる旨を定めております。

第6条では、第1条で定めた公共施設等の整備に要する財源に充てる場合に限り、その一部または全部を処分することができることを規定しております。

第7条では、この条例に定めるほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定める旨を規定しております。

最後に附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑ありませんか。新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 1番、新保です。

第1条の公共施設等の整備、新設、増設、改修、除去及び設備の更新、更新というのは何でしょうか。教えていただけますか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） こちら設備の更新ということでありまして、例えば建物の中にある例えば空調設備等の更新、新しいものに入れ替える、そういったものを想定しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） この基金大変にいいと思うんですけど、この目標金額とかというのはありますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 多ければ多いにこしたことはないんですけども、明確な、ここまでを積み立てるんだという目標は、特に定めておりません。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 明確にはないということなので、よろしいですけど、規約とかというの、こういったものはあるんでしょうか。そういったものは、例えば、あれば公開していただけることは可能なんですか。お願いします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 特に規約等を作成をする予定はございません。

○議長（山本 定生君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 「公共施設等」となっているんですけど、この「等」というのが、まず何なのかをお願いします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） こちらの「公共施設等」の「等」につきましては、公共施設という言葉が、通常であれば住民の皆様が一般的に利用する建物というようなイメージがあると思うんです。それだけに限りませんで、住民の方が直接利用しない、例えば消防の車庫とか、防災倉庫といったような公用施設と呼ばれるような建物、それから道路や公園、漁港など、建物以外のインフラ施設も含むと、こういう意味合いで「等」をつけております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、既にある基金がありますよね。それとの関連。例えば、公共下水道料基金というのがありますよね。公共下水道も公共施設なので、今ある基金との関連はどうなるんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 既存の基金につきましては、特に公共下水道基金ですね、こちらにつきましては、確かにこの内容と重複する部分あるんだと思います。ただ、下水道につきましては、そちらの基金で特化しておりますので、下水道につきましては、基本的にはその基金を活用すると。その他の施設については、今後はこういった、この基金を活用していければという

ふうにご検討しております。

○議長（山本 定生君） ほかに。横川議員。

○議員（6番 横川 清一君） 2億円の根拠についてお尋ねいたします。

今、現状の吉富町の財政力からして、この金額が妥当であろうという方針で間違いはないんじゃないか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 幸いですね、この数年、財政計画に基づいて歳出削減や歳入確保のためにいろいろと地道な努力を重ねてきたという成果もありまして、特にここ3年につきましては、財政調整基金を取り崩すことなく財政運営を行うことができております。その結果、5年前の平成30年度末に比べますと基金の総額自体が、約5億円ほど増加をさせることができております。さらには今年度、町誘致の売却を行うことができて、5,000万円ほどの臨時収入もありました。

こういったことも踏まえまして、総合的に、幾ら、どの程度基金に、今回の最初の1回目の基金として積み立てる金額が妥当かということをご検討いたしまして、2億円ということにさせていただいております。

本当のところを申しますと、もっと積んでもいいかなというぐらいなんですけど、まずは2億円からということでの設定をさせていただきました。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど、公共下水道の場合はそういったことだったんですけど、ほかにかぶるものって何ですか。例えば災害対策基金がありますよね。先ほど言われた防災倉庫とか、そこら辺ほかに、先ほど、かぶるものとして想定されるものがあつたらお願いします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 条例の定義に基づきますと、それぞれの分野で重複する部分は出てくるんだろうと思います。ただ、私たちが今考えておりますのは、災害対策というのも、例えば施設の整備に限らない様々な分野の事業がございますので、そういったソフト面の含めたところでは災害対策基金等を活用するんでしょうけど、施設の部分につきましては、基本的には、この基金を活用するという方針で考えております。

○議長（山本 定生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号吉富町公共施設等整備基金条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第4. 議案第5号 吉富町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第4、議案第5号吉富町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案第5号について御説明をいたします。

議案書10ページをお願いいたします。

吉富町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方自治法の改正により新たな条文が追加をされたことに伴い、同法から引用している条の番号が下がり条ずれが生じることから改正を行うものでございます。

議案書は11ページ。附属資料の新旧対照表は1ページになります。そちらを御覧ください。

条例第3条におきまして、請求または要求による監査についての規定を定めておりますが、こちらで引用しております地方自治法の条文が自治法の改正によりまして「第243条の2」から「第243条の2の7」となるため、これに合わせて規定を改正するものでございます。

なお、内容についての変更はございません。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回はそういった簡単なというか、数字の改定なんですけども、先日の本会議での説明の中に、地方自治法の中に指定公金事務取扱者制度というのがその中に入ったので、こういうことになったということなんですけど、このことについての説明お願いしたいんですけど。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） こちらは自治法の改正がそういった内容だったということでありまして、それに伴って、この監査委員条例に規定している条文がただ下がってきただけなんです。ですので、その部分につきましては、今回の条例の改正の対象とは全く関係がないということでございますので、特に回答の必要もないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私の立場としては、この改正が行われたその土台となった原因がどうなのかということが、ちょっとこう、そのことが問題になるので、そのことが分かればお願いしたいんですけど。

○議長（山本 定生君） 答える、いい。ちなみに、法の部分で、町の条例改正部分と違うところの質疑については、若干合わないのではないかなと思うんですけど、もし、総務財政課長のほうがお答えできるのであれば、どうです、ちょっと今厳しくないかなと思うんです。（発言する者あり）

多分、すいません。執行部のほうが答えれない範囲だと思うんですね。町の条例の改正の超えた部分の話になると思うんで、よろしいですかね。

○議員（8番 岸本加代子君） はい、（ ）ください。

○議長（山本 定生君） ごめんなさいね。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号吉富町監査委員条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第5. 議案第6号 吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（山本 定生君） 日程第5、議案第6号吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） それでは、議案第6号について御説明いたします。

議案書12ページをお願いいたします。

吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

吉富町では、人と農地の問題を解決するため、平成24年に吉富町人・農地プランを策定し、その都度見直しを行うことで、地域の担い手となる農業者の育成や農地の集積に取り組んでまいりました。

今回の改正は、農業経営基盤強化促進法が改正され、これまでの人・農地プランが法定化され、市町村は、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域農業経営基盤強化促進計画に名称が変更され、この地域計画を令和7年3月までに策定することとなったため、本条例の一部を改正するものであります。

議案書12ページ。併せて資料ナンバー1の2ページの新旧対照表を御覧ください。

吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例。

吉富町附属機関に関する条例（昭和46年条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表、町長の項中「吉富町人・農地プラン検討会」を「吉富町地域農業経営基盤強化促進計画検討会」に、「本町の人・農地プランの作成検討に関する事項」を「本町の地域農業経営基盤強化促進計画に関する事項」に改める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

なお、今回の改正につきましては、法律の改正に伴うもののみでありまして、町独自の改正はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第6. 議案第7号 吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第6、議案第7号吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案第7号について御説明をいたします。

議案書14ページをお願いいたします。

吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方自治法の改正により令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となることに伴い、フルタイムも含め一定の条件を満たす全ての会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とするため条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。

議案書は15ページ。附属資料の新旧対照表は3ページになります。新旧対照表のほうを御覧いただければと思います。

まず、第3条の会計年度任用職員に支給する給与の種類の規定に勤勉手当を追加する改正をいたします。こちらはパートタイム、フルタイムの会計年度任用職員ともに追加をするものとなっております。

次に、13条の次に、新たに13条の2として、勤勉手当に関する規定を追加いたします。

第1項では、勤勉手当の支給の対象となる職員の条件として、第1号から第3号のいずれの条件も満たす会計年度任用職員に一般職職員の給与条例に定める支給日に勤勉手当を支給することを定めております。

支給の条件は、第1号で、基準日に在職をする者。第2号で、基準日現在で直前の基準日の翌日以降の任期が6月以上ある者。第3号で、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者と定めており、この3つの全ての条件を満たせば勤勉手当が支給されることとなっております。

なお、この3つの条件は、既に支給をされている期末手当の支給条件と同じものとなっております。

次に、第2項では、勤勉手当の額について規定をしております。

会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当の基礎額に、次のページをお願いいたします。

勤勉手当の基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とします。

この場合において、以降の記述につきましては、簡単に申し上げますと、会計年度任用職員への支給額は、勤勉手当の基礎額に、いわゆる再任用職員の支給率を掛けて算出した額を基準とするということを定めております。期末手当と同様に、再任用職員と率を合わせて支給をするということでございます。

第3項で、勤勉手当の支給については、前2項の規定のほか、給与条例第21条第5項の規定。これは離職をした職員等に対する勤勉手当の支給の差し止めに関する規定となりますが、この規定を準用することとしております。

第4項では、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間と勤勉手当基礎額の算定方法については、勤務の体系に様々な種類があり、算定方法が複雑となるため規則で詳細を定めることとしております。

第5項では、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額の算定方法を規定しております。

最後に附則となりますが、今回の改正に伴い職員の育児休業等に関する条例を改正する必要性が生じたため、附則の中で条例の一部改正を規定しております。

引き続き新旧対照表の5ページを御覧ください。

職員の育児休業等に関する条例の第7条第2項において、現行条例は、育児休業をしている職員のうち、条件を満たす者について勤勉手当を支給する旨を定めておりますが、括弧書きで、会計年度任用職員についてはこれまで除外をされておりました。今回、会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることとなるため、この除外規定を削除し、会計年度任用職員を含めることといたします。

それでは、議案書の15ページにお戻りください。

附則の1番下の第2項がただいま説明した内容を規定した条文となっております。

附則の第1項、施行期日としまして、この条例は令和6年4月1日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 1週間あたりの勤務時間が15時間30分以上の者ってなっているんですけども、施行は今年令和6年の4月1日になっていますけれども、現在の職員の皆さんの勤務時間で、今回の条例改正、つまり勤勉手当が受けられない方っていらっしゃいますか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 現在の勤務条件で、二、三名ほどいらっしゃいます。総勢で45名おるんですが、そのうちの二、三名ほどが、この15時間30分未満ということになっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかにございませんか。横川議員。

○議員（6番 横川 清一君） この改正条例が準用された場合の増額分ですね。それが概算でいんで、分かれば説明をお願いします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） こちらは令和6年度の当初予算のほうでも計上させていただいておりますが、今回のこの改正によりまして、会計年度任用職員、対象となる会計年度任用職員に勤勉手当を支給すると。そうした場合の勤勉手当の総額は、559万3,000円を現在見込んでおります。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第8号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第7、議案第8号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

これ税務課長、長くなりそう。着座でいいよ。

○税務課長（岩井 保子君） ありがとうございます。

議案書の17ページをお願いいたします。

議案第8号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本議案は、本町の国民健康保険財政の現状を踏まえ、持続可能で安定した財政運営に必要な財源を確保するために、第2期福岡県国民健康保険運営方針の開始に合わせて、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率を改正するものです。

議案書は18ページから19ページ、詳細につきましては、附属資料の新旧対照表で説明をいたします。

附属資料6ページをお願いいたします。

6ページから7ページにかけまして、第3条、第5条の2は基礎課税額に係る算定税率の改正です。

第3条では、所得割額の算定税率を「7.0%」から「7.7%」に。

第5条の2は、世帯別平等割額につきまして、第1号では、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を「2万円」から「2万4,000円」に、第2号では特定世帯の平等割額を「1万円」から「1万2,000円」に、第3号では特定継続世帯の平等割額を「1万5,000円」から「1万8,000円」に改正するものです。

第6条、第7条の2は、後期高齢者支援金等課税額に係る算定税率の改正です。

第6条では、所得割額の算定税率を「3.0%」から「3.1%」に。

第7条の2は、世帯別平等割額につきまして、第1号では、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を「6,000円」から「7,000円」に。

8ページ。

第2号では、特定世帯の平等割額を「3,000円」から「3,500円」に、第3号では、特定継続世帯の平等割額を「4,500円」から「5,250円」に改正するものです。

第8条、第9条の2は、介護納付金課税額に係る算定税率の改正です。

第8条では、所得割額の算定税率を「2.0%」から「2.3%」に。

第9条の2では、世帯別平等割額を「4,000円」から「6,000円」に改正するものです。

8ページから13ページにかけて、第23条は法定軽減の割合に応じて減額する額の改正です。

第1号は7割軽減について規定をしております、ページが飛びまして10ページをお願いいたします。

基礎課税額の世帯別平等割額のイ（ア）では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を「1万4,000円」から「1万6,800円」に、（イ）では特定世帯の平等割額を「7,000円」から「8,400円」に、（ウ）では特定継続世帯の平等割額を「1万500円」から「1万2,600円」に改正。

後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額のエ（ア）では、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を「4,200円」から「4,900円」に、（イ）では特定世帯の平等割額を「2,100円」から「2,450円」に、（ウ）では特定継続世帯の平等割額を「3,150円」から「3,675円」に改正。

介護納付金課税額の世帯別平等割額のカでは「2,800円」を「4,200円」に改正するものです。

第2号は、5割軽減で、11ページ。

基礎課税額の世帯別平等割額のイ（ア）では、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を「1万円」から「1万2,000円」に、（イ）では特定世帯の平等割額を「5,000円」から「6,000円」に、（ウ）では特定継続世帯の平等割額を「7,500円」から「9,000円」に改正。

後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額のエ（ア）では、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を「3,000円」から「3,500円」に、（イ）では特定世帯の平等割額を「1,500円」から「1,750円」に、12ページ、（ウ）では特定継続世帯の平等割額を「2,250円」から「2,625円」に改正。

介護納付金課税額の世帯別平等割合のカでは、「2,000円」を「3,000円」に改正するものです。

第3号は2割軽減です。

基礎課税額の世帯別平等割額のイ（ア）では、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を「4,000円」から「4,800円」に、（イ）では特定世帯の平等割額を「2,000円」から「2,400円」に、（ウ）では特定継続世帯の平等割額を「3,000円」から「3,600円」に改正。

13ページ。

後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割合のエ（ア）では、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を「1,200円」から「1,400円」に、（イ）では特定世帯の平等割額を「600円」から「700円」に、（ウ）では特定継続世帯の平等割額を「900円」から「1,050円」に改正。

介護納付金課税額の世帯別平等割額のカでは、「800円」を「1,200円」に改正するものです。

続きまして、施行期日及び経過措置について御説明いたします。

議案書にお戻りください。議案書は19ページです。

この条例は令和6年4月1日から施行し、改正後の税率は令和6年度以後の国民健康保険税から適用することとしております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 2番、丸谷です。

国保の今々の対象の数、それと実際に上がる人というか、が、もし、どれぐらいいるのか分かれば教えてください。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） すみません。ちょっと聞き取りづらかったので、もう一度質問していただいてよろしいでしょうか。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 国保に加入されている方の対象人数ですね。それと実際にどれぐらいの人が上がるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 令和6年度の当初予算の算定資料からになるんですが、納税義務者は802世帯を想定しております。実際税率に税額に関係ある世帯というのは、802世帯でございます。

○議長（山本 定生君） ちょっと待ってください。福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 現在の対象世帯なのですが、先ほどの基礎課税分と支援分の増額の対象となる世帯が800世帯。介護保険というのが40歳以上で64歳までの方なので、この世帯数が290世帯。基礎分と支援分をそれぞれ足しますと、5,000円が増加となります。この5,000円分を先ほどの800世帯相当で計算しますと、国保財政的には、一旦400万円というのは増額になります。

先ほどの介護納付金分については、290世帯。2,000円増加となりますので、58万円の増加となります。

ただし、国税というのが、その年の所得あるいは世帯の構成状況によって軽減というのは変わります。おおむねの話をする、全世帯数の中で6割強が何らかの軽減世帯として軽減を受けているということになります。軽減については、それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減。30%の支払い、50%の支払い、80%の支払い、それぞれになろうかと思えます。

その軽減の部分については、法定繰入れとして基盤安定繰入金というところで繰り入れられますので、おおむね先ほどの平等割額に応じた金額が、国・県・市町村から繰り入れられるものです。

ただし、所得割については、現在、確定申告期間中ですので、所得は確定してないというところなので、その算定がなかなか難しいという状況であります。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいでしょうか。

○議員（2番 丸谷 宏一君） はい。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 先ほどの説明で増額分が400万円プラス58万円とありましたが、厳しい国民健康保険の中で、単純に考えると458万円だけ来年は増額するのではないかという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） いわゆる団塊の世代という方が後期に移行するところを踏まえた上での800世帯、1,100人相当というところでありますので、あくまでも今の基準の中でお話するということです。今後、国保に新たに65歳以上の方あるいは65歳未満の方が加入される場合は、世帯数あるいは被保険者数はこの限りではないので、今の現状から踏まえて、先ほどの内容が想定している額となります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私の理解が間違っているかもしれないんですけど、今、課長が言

われたのは、平等割、世帯割で458万ということではないんですね。所得割はまだ分からないというような返答だったと思うんですけど、私が知りたいのは、今度の税制改正によって、どれだけの税収が増えるかということなんですけど、どうですか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 先ほどの粗い試算では、確実に増えるのが458万相当となります。あとは所得割というのは、繰り返しになるんですけど、所得が確定しない以上は、その額についても確定しないので、その部分の粗い試算というのは、税のほうでやっているのかなと思うんですけど、うちのほうではちょっと把握していません。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、所得割についての粗い試算はどうでしょうか。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 福祉保険課長からの答弁もありましたように、所得割につきましては、現在、確定申告期間中でございますので、所得が確定しておりませんので、何とも言えないところであります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、例えば、昨年度の収入が分からないので分からないということなんですけど、その前の収入に換算して大体分かりませんか。それが一つと、もう一つ、何かのときに聞いたんですけど、一般会計からの任意の繰入れをした場合にペナルティがあると。そのペナルティというのは具体的にどういうものなのか教えてください。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 令和5年度の所得割額につきましては、ただいま資料を持ち合わせておりませんのでお答えできないんですが、予算ベースで令和6年度と令和5年度の1人当たりの賦課額を算定しているんですが、医療につきましては、令和6年度は1人当たり6万930円、年間ですね。令和5年度につきましては、5万5,140円。ですので、5,000円程度、1人当たり5,000円程度上がる見込みをしております。

支援につきましては、令和6年度が2万2,960円、令和5年度が2万1,820円、1,000円程度上がる見込みでございます。

介護につきましては、令和6年度が2万120円、令和5年度が1万8,790円、1人当たり1,300円ほど上がる見込みで算定を予算はしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 先ほどの法定外の繰入金というところの運用なんですが、基本は、税額を抑えるための法定外繰入というのは想定されてないです。赤字、国保財政が赤字になった場合の法定外繰入というところは一部の自治体でも行われているようですが、一般的に今後の先ほどの説明の中にありましたが、国保の運営方針の中では、赤字の法定外の補填というのもしないという方向で定められているというところでもあります。

以上です。（「私、3回言いましたかね」と呼ぶ者あり）

○議長（山本 定生君） うん。あとは委員会でやってください。福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 具体的なペナルティで言いますと、例えば、町が高校生以下でしたか、軽減している部分があるんですけど、それは軽減したものと同額を町のほうから国保特会に補填しています。この分についてはペナルティがあります。このペナルティは20万円だったと思います。

だから、国保特会としてみれば、軽減して軽減分の町のほうからの繰入れのほうがペナルティよりも若干差額があるので、そういうふうな方針の中で、子育て世帯というところの軽減をしながらも、多少のペナルティを受けながら運用しているという状況です。

以上です。

○議長（山本 定生君） 他の議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

税務課長のほうから一言ありますので、税務課長、どうぞ。

○税務課長（岩井 保子君） 議案書19ページをお願いしたいんですが、適用区分のところで間違いがございましたので、この場をお借りしまして訂正をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（山本 定生君） はい。

○税務課長（岩井 保子君） 第2項です。適用区分で一番最後の行なんですが、「令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による」としてありますが、これは「令和5年度分までの国民健康保険税について」でございます。大変申し訳ございませんでしたが、訂正をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいでしょうか。これは議案書なので、後で差替え文書を1枚もらえますので、よろしくをお願いします。

ほかに、質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第8号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は11時10分とします。

午前11時00分休憩

-----  
午前11時10分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第8. 議案第9号 吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第8、議案第9号吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 順子君） 議案書21ページでございます。附属資料の14ページの新旧対照表も御覧ください。

第15条、第1項、第2号中の同条第11項を同条第10項に改める改正でございますが、認定こども園法の改正によりまして、条ずれが生じたことを受けまして改正をするもので、内容を変更するものではございません。

この認定こども園法第3条第10項には、都道府県知事または指定都市等の長が基準に適合した施設について公示をする旨が規定をされております。

附属資料15ページをお願いいたします。

第36条第3項中、第6条第2項中の次に読替規定を加える改正でございますが、特定教育・保育施設の認定こども園または幼稚園に限り規定をしております内容について、特定教育・保育施設の特別利用教育について対象とする読替規定を加えております。

特別利用教育とは、周辺に幼稚園や幼稚園型の認定こども園がない地域に居住する満3歳以上の就学前の児童が幼児教育を受けるため、例外的にその地域の保育所を幼稚園のように利用する制度でございますが、これまでの読替規定のない条例でも支障は生じておりませんが、国の基準府令により、より明確な規定とする改正が行われておりますので、この基準府令に基づいて改正

をするものです。

なお、本町におきましては、町内及び近隣市町において幼稚園等の施設があるため、該当事例は生じる予定がございません。

施行期日につきましては、法や基準府令が既に施行済みであるため、公布日からとしております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。これから質疑を行います。

本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第10号 吉富漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第9、議案第10号吉富漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 議案書22ページ、23ページと合わせまして、附属資料の

17ページの新旧対照表をお願いいたします。

議案第10号です。吉富漁港管理条例、平成13年条例第7号の一部を次のように改正する。第1条中、漁港漁場整備法を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改める。これは漁港漁場整備法の法律名が漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正されることに伴い、同法律名を引用する条文の改正を行うため本条例の一部を改正するものです。

附則です。この条例は令和6年4月1日から施行する。これは法の施行日が同一となっております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。これから質疑を行います。

本案に対して御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号吉富漁港管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第10. 議案第11号 吉富町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（山本 定生君） 日程第10、議案第11号吉富町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、議案第11号について御説明をいたします。議案書24ページをお願いいたします。

吉富町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。今回の改正につきましては地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布されまして、令和6年4月1日から施行されることに伴いまして、地方自治法に指定公金事務取扱者制度に関わる規定が追加されることから、本条例において引用する条文にずれが生じますのでこれを改めるものでございます。

議案書25ページをお願いいたします。附属資料18ページ、新旧対照表も併せて御覧ください。

吉富町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。吉富町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正する。第5条中、第243条の2を第243条の2の8に改める。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行するというものでございます。なお、今回の改正につきましては法律の改正に伴うもののみでありまして、町独自の改正はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決いただきますようによりしくお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 1 号吉富町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 1 1、議案第 1 2 号 吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第 1 1、議案第 1 2 号吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、議案書 2 6 ページをお願いいたします。吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和 5 年 5 月 2 6 日に公布されまして、令和 6 年 4 月 1 日から施行されるということに伴いまして、省庁における所掌事務の移管が行われることから水道法の一部が改正されますため、本条例において引用する条文に改正の必要が生じているためこれを改めるものでございます。

近年の水道整備及び管理行政は人口減少社会の到来に伴う水道事業の経営環境の悪化や水道施設の老朽化及び耐震化への対応、また、災害発生時の断水への迅速な対応等の課題に取り組むことが強く求められるようになっております。そのようなことから、水道整備管理行政は社会資本の総合的な整備に関する知見等を生かした水道の基盤強化等の観点から、その事務を厚生労働省から国土交通省へ、また、水道に関する水質及び衛生に関する事務につきましては、公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、その事務を厚生労働省から環境省へ事務が移管されることとなりますので、それらに伴う条例改正でございます。

それでは内容の説明を行います。議案書 2 7 ページをお願いいたします。併せて附属資料 1 9 ページ、新旧対照表も御覧ください。

吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例。吉富町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 3 条第 2 項但し書き及び第 3 6 号第 1 項中の厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。

附則、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。なお、今回の改正につきましては法律の改正に伴うのみでございまして、町独自の内容は含まれておりません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

ます。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。これから質疑を行います。

本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第12、議案第13号 吉富町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（山本 定生君） 日程第12、議案第13号吉富町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 議案書の28ページをお願いいたします。議案第13号吉富町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この改正条例は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす消防団員の処遇改善を目的に消防団員の年額報酬、活動等報酬を国の基準に合わせて増額する内容でございます。改正内容につきましては、附属資料の新旧対照表により御説明をいたします。附属資料の21ページをお願いいたします。

まず、12条におきましては、見出しを年額報酬と明記をし、それぞれの団員の階級ごとに報酬の増額改正を行っており、国の基準では団員の階級のものについては年額3万6,500円を標準とし、団員より上級の階級にあるものは市町村において業務と負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡の取れた額とすることとされており、左側の表の一番下ですが、一般消防団員を基準額通りの3万6,500円へ、1万1,000円の増額とし、班長以上につきましてはそれぞれ5,000円から1万2,500円の範囲にて業務量や職責に応じ増額を行っております。

また、この改正金額につきましては、火災や訓練等を合同で行っております上毛町消防団の報酬とも整合性をとり、上毛町にない吉富町独自の班長職、それ以外の職については同額の改正となっております。

続きまして、13条です。13条では見出しを費用弁償から出勤等報酬と改め、条文中の水火災地震を地震や台風も想定に入れて、災害と大きなくりに改め、費用弁償の表現については、後ほど説明を申し上げます第14条にて新たに規定をするため、ここでは見出しと同様に施設等報酬と改正をいたしております。

表に入ります。まず、職務の種類として、左側改正後の災害等出勤につきましては、右側の改正前では1回につき4時間までは1,000円、以後2時間ごとに500円を追加し3,000円を上限といたしておりましたが、こちらも国の基準では1日当たり8,000円を基準とし、業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡の取れた額とすることとし、とされておりますので、基準通り1日8,000円とし、ただし、2時間未満では2,000円、4時間未満は4,000円、6時間未満は6,000円、これを超えた場合には8,000円とするようにいたしております。

続いて22ページをお願いいたします。

左側改正後の訓練出勤についてです。こちらも右側の改正前は1回3,000円、4時間未満は1,500円、こちらから1日4,000円、4時間未満は2,000円と最大で1,000円の増額といたしております。

次に、左側改正後の広報活動等（広報啓発、夜警、月点検、出初め式等の式典、役員会議等）の項目につきましては、右側ありますが、改正前の3つの項目、省略しますと夜警、消防車の月点検、その他の消防活動を一本化し、1日2,000円、ただし4時間未満については1,000円という改正をいたしております。

右側の改正前の内容を少し説明させていただきますが、改正前の火災予防運動における夜景に出勤するとき、これは年間に春と秋の火災予防週間に各1週間夜間に2時間程度団員が出勤し、1人当たり年額で2,500円の支給。次に一段下です、消防ポンプ自動車の整備点検に出勤するとき、これは各分団で毎月1日に1時間程度車やポンプの運転整備を行う作業を行ってござ

すが、こちらについては各分団に年額1万5,000円を支給しておりました。一番下ですが、その他の消防団活動に従事するとき、こちらは1回1,000円となっております。これら3つを増額と合わせ、左側の1つの項目にまとめ、全額を今回直接消防団員へ支給することと改正をいたしております。

なお、この団員への直接支給につきましても、国より報酬及び費用弁償は消防団員個人に対し、活動記録等に基づき直接支給すること。この通達を受けまして、これまでは町の支給規則により団員の報酬等は消防団へ一括をして支給しておりましたが、今回の改正に合わせ、支給規定も消防団員個人に対し直接支給するとの改正を予定しております。なお、こちらの改正内容も報酬と同様に上毛町とおおむね同様の改正内容となっております。

続いて、23ページお願いいたします。

14条、費用弁償でございます。これまでは消防団員の出張等につきましては職員に順次支給しておりましたが、その内容の明文化を行うものでございます。

以下、15条16条につきましては、14条を追加したことによる条ずれの改正でございます。議案書にもう一度お戻りをお願いします。30ページお願いします。一番下でございます。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。御審議の上、御議決をいただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。これから質疑を行います。

本案に対して御質疑はありませんか。新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 1番新保です。これの報酬は上毛町をとということであったんですけども、こういうのと報酬の審議会みたいなそういったものってのは開かなかったんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 今回の報酬の増額につきましては、国の消防長官よりの助言ということで、全国の消防団を持っている地方自治体についてはほとんどの市町がこちらに沿って改正を行っているという状況でございますので、今回は審議会等には諮らずにこれを計上させていただいております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 我が吉富町の防災被災に対して、消防団員の献身が素晴らしいものだということが皆さん住民に伝わっておると思います。

そこで、以前から報酬の増減、増量と言うんですか、申請というかお願いしてあったと思うん

ですが、この時期になってしたのは、先ほどの国のこともあるかもしれませんが、この際に上げるといふことのように理解しました。失礼しました。理解しておりますが、これまでできなかった何か理由があるのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） これまでできなかった理由というのは特段はありませんが、この令和2年の4月までというのは全国のほとんどの自治体では、それぞれが独自でその基準を設けて消防団員等の基準を、報酬を決定をいたしておりました。ちなみに、今手元に令和2年4月1日現在の県下の一般消防団員の表を持っておりますが、京築管内ではこの吉富町、従前が2万5,500円、一般団員ですが、これは京築管内で一番高額な団員報酬ということで行なっておりました。消防庁の助言を受けまして、令和4年度、5年度、そして今回吉富町で令和6年度、この3年間を持ちまして県下のすべての町が基準に基づいた改正を行うということでございます。

さらにもう一つ申し上げますと、これあくまでも消防庁長官の助言ということでは通達が来ておりますが、国のいろいろな補助メニューを見てまいりますと、補助を受ける際に、この基準に沿った改定を行なっているかどうかということが補助の採択の基準に明記をされてまいりましたので、今後については、これまでは金額では京築でトップでございましたが、国の基準に沿った報酬改定を行っていないければ、今後消防団等の補助事業もなかなか採択が難しい、そういったこともありました。

また、消防団と協議をする中で、ひとつ直接、団員に支給をするということでは、これまでの団の運営のあり方も大きく変わるということもありましたので、その調整が今回できましたのでこの議会に計上させていただいたという経緯でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） よく分かりました。国や県からの消防団員としての支援金といった、どういう名前かよく分かりませんが、支給されている。それに対して、正しく同じような同一の試算で支給するということにできないとペナルティがあると。そのように考えていいですか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 基準額以上の報酬、費用弁償を持ってということではございます。すべてが、全国が基準額通りにしなさいということではなくて、基準額を同額、もしくは上回る手当をということではございます。

○議員（7番 是石 利彦君） 出したらいけない。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 出しても大丈夫でございますが、大半が調べたところこ

の3万6,500円に足並みをそろえているところが大半でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど消防団との協議っていうことを言われましたので確かめな  
んですけど、もちろん消防団との合意は得ていらっしゃるんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 消防団の部長以上の会議を持って御同意をいただいて計  
上させていただいているところでございます。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 報酬増ということと、変更があるんですけど、団から個人という  
ことで支給の方法も変わると思うんですけど。先ほどの出勤だとか活動だとかの時間もそうす  
けど、それに伴って報酬額が支払われるわけですけど、この辺の管理とかチェックというのほど  
のようにされるのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 消防団の役員の皆様とも協議をいたしまして、うちのほ  
うで統一的な様式をそれぞれの分団にお配りをして、その中でその分団、長の指揮官のもと、そ  
れぞれの団員の出勤記録、時間等々を帳簿に書いていただいて、そして最終的にそれを分団長な  
りがチェックをしていただいて、町に提出をしていただき、それに基づいて報酬の準備をする  
という段取りを今のところ考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号は、総務文教委員会に付託し  
たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は、総務文教委員会に付  
託することに決しました。

---

### 日程第13、議案第14号 令和5年度吉富町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（山本 定生君） 日程第13、議案第14号令和5年度吉富町一般会計補正予算（第  
10号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号は、本日の質疑は省略し、予

算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号令和5年度吉富町一般会計補正予算（第10号）については、本日の質疑は省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

---

日程第14. 議案第15号 令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
について

○議長（山本 定生君） 日程第14、議案第15号令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。よろしいですか。

それでは、これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ事項別明細書、総括歳入、5ページ同じく総括歳出、次に歳入6ページ、7ページ。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 1項基金繰入金、6款の繰入金なんですけども、今回404万8,000円とあります。現在までの基金の総額を教えてください。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 令和6年1月末までの基金の保有額ですが1億1,005万6,201円でしたが、2月末までに3,000万円を取り崩し、残額として8,005万6,201円が実際の基金保有額となります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 7ページ、ほかにありませんか。8ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。9ページ、10ページ、11ページ。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、12ページ補正予算給与費明細書。

以上、補正予算案書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

**日程第15. 議案第16号 令和5年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について**

○議長（山本 定生君） 日程第15、議案第16号令和5年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。よろしいですか。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ事項別明細書総括歳入、5ページ同じく総括歳出、次に歳入6ページ。歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に歳出7ページ。歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号令和5年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

**日程第16. 議案第17号 令和5年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）  
について**

○議長（山本 定生君） 日程第16、議案第17号令和5年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。準備はよろしいですか。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ事項別明細書総括歳入、

5 ページ同じく総括歳出、次に歳入 6 ページ、7 ページ。歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に歳出 8 ページ歳出全般について御質疑ありませんか。歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 17 号は、総務文教委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 17 号令和 5 年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第 1 号）については、総務文教委員会に付託いたします。

---

#### 日程第 17. 議案第 18 号 令和 5 年度吉富町水道事業会計補正予算（第 5 号）について

○議長（山本 定生君） 日程第 17、議案第 18 号令和 5 年度吉富町水道事業会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。よろしいですか。

これから質疑に入ります。補正予算書 1 ページ、補正予算実施計画収益的収入及び支出 2 ページ、予定貸借対照表 3 ページ、4 ページ、補正予算明細書収益的収入及び支出 5 ページ。以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 18 号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号令和 5 年度吉富町水道事業会計補正予算（第 5 号）については福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第 18. 議案第 19 号 令和 5 年度吉富町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について

て

○議長（山本 定生君） 日程第 18、議案第 19 号令和 5 年度吉富町下水道事業会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。御準備よろしいでしょうか。

これから質疑に入ります。補正予算書1ページ、補正予算実施計画収益的収入及び支出2ページ、資本的収入及び支出3ページ、予定貸借対照表4ページ、5ページ、補正予算明細書収益的収入及び支出6ページ、7ページ、資本的収入及び支出8ページまで。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 8ページです。ここで、受益者負担のところ、下水道事業受益者負担金が132万4,000円減額補正されています。現在までつなぎ込みの件数と接続率が分かれば教えてください。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 受益者負担金、今回補正で132万4,000円の減額をしております。議員、今御質問で接続率と言われましたので、まず接続率のほうから御説明をいたします。現在供用開始2,047戸に対しまして水洗化の戸数が1,154戸、これを割りますと56.4%です。令和6年2月末現在で56.4%の接続率ということになっております。

それから御質問がありました下水道の受益者負担金の今回の132万4,000円の減額についてですが、これは一括納付が私たちが想定したよりも今回は少なかったということです。これは、ここでは減額にはなりますが、これは翌年度からの期別の納付というような形でおいおい入ってくるというような形になります。私たちが当初予算を組んだときには供用開始になる家庭の85%近くがこの一括納付ということで、これまでの実績からそのように見込んでいたんですが、1年を経過しまして実績のほうは73%の方が一括納付で納付をされたというようなことから、今回は受益者負担金につきましては減額となっております。そういうことです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ここで聞いていいかどうか分からないんですが、清掃施設組合でし尿の希釈の件が出まして、その件でどうしても希釈水を減らすことができないというお話の中で、動物性脂肪というんですか、それが流れて含まれているということを聞きました。動物性脂肪ってどういうことかなと思ったんですが、それを下水道なりし尿の中にも入っているのかなと思うんですが、その辺のことをお聞きしていいかなと思います。それに対策とか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今回の補正には関係ないことなんですけど、私の知っているところで答えさせていただきたいと思います。

動物性脂肪、いわゆる植物性脂肪、食品でもいろいろあるかと思います。そういった中で、植物性脂肪の場合は融点、いわゆる油が溶ける温度が非常に低いんですが、動物性脂肪の場合は植物性脂肪よりも融点が高いということで、普通のし尿の場合、この冬の間とか非常に温度が冷えることからその動物性脂肪が1つの固体といいますか、油が固着するわけです。下水道の場合

は、もう皆さんも御存じのようにお風呂のお水であるとか台所からのお湯であるとか、そういった年間を通して同じような温度で流れてきますので、植物性の油はもちろん動物性の油についても、ある程度溶けた段階で下水道処理所のほうに入ってきていますので、それによって閉塞とかそういった問題等は下水道処理においては起きておりません。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第19．議案第20号 令和6年度吉富町一般会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第19、議案第20号令和6年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第20号令和6年度吉富町一般会計予算については、本日は予算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号令和6年度吉富町一般会計予算については、本日は予算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

それでは、予算書をお手元に準備ください。

それでは執行部からページを追って順次説明を求めます。まず予算書1ページ、飛びまして9ページ第2表債務負担行為、10ページ第3表地方債、歳入11ページ、12ページ、13ページ、14ページ。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 1款町税に占める割合の高い町民税と固定資産税について説明いたします。

1項町民税です。町税全体の41.3%の割合を占めており、前年度比180万円減額の3億10万1,000円を計上しております。

1目個人町民税は2億6,410万円の計上です。

1節現年課税分の均等割が160万円の減額で、減額の主な理由といたしましては、平成26年度開始の東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、町民税均等割に500円を上乗せしておりました税制上の臨時的な措置が令和5年度に終了することにより減額となっております。

この均等割の減額につきましては、県民税と合わせて1,000円が減額となりますが、令和6年度からは国税であります森林環境税1,000円が新たに課税されることとなりますので、住民の皆様が実際納付する税額につきましては、5,500円と変わりはありません。

所得割につきましては、520万円の減額でございます。例年、退職分離課税分が見込みより多く入ってくるため、歳入予算を確保いたしておりますが、退職分離課税分は年度によって実績にばらつきが生じるため、令和5年12月末現時点での実績から確実な歳入額を見込んだ結果、減額での計上となっております。

なお、令和6年6月以降に予定されておりますデフレ完全脱却のための総合経済対策に伴う個人住民税の定額減税につきましては、現時点では令和6年度の税額が確定しておりませんので、当初予算には反映しておりません。税額が確定後に補正予算で対応させていただきたいと考えております。

2目法人町民税は500万円の増額で、3,600万1,000円の計上です。均等割では、1号から9号法人を127社と想定し、法人税割では、令和4年度以降の実績におきまして、コロナ前の水準に戻りつつあることから増額を見込んでおります。

2項固定資産税です。町税全体の50.2%の割合を占めており、前年度比400万円減額の3億6,437万2,000円の予算計上です。

1目固定資産税は3億6,300万円の計上で、そのうち、現年課税分は3億6,200万円を計上しております。課税の基礎となる課税標準額は、土地・家屋はともに増加しており、理由といたしましては、土地は農地から宅地への地目変更に伴うもの、建物は評価替えの年度ではありますが、木造・非木造ともに新築家屋が増えたことに伴い増額となっております。償却資産につきましては、減価償却により課税標準額が減少しており、総額で税額が減っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 他に14ページよろしいですか。15ページ、16ページ、17ページ、18ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 18ページ、10款1項1目地方交付税、1節普通交付税で12億円でございます。令和5年度の交付実績及び令和6年度国の地方財政計画における伸び率

等を考慮し、対前年で5,000万円の増額で予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに18ページありませんか。19ページ、20ページ、21ページ、22ページ、23ページ、24ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 24ページ、14款2項5目総務費補助金、4節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で1,003万7,000円でございます。令和5年度の国の補正予算で措置をされました本交付金の推奨事業メニュー分として本町に交付されるものでありまして、交付限度額2,158万4,000円のうち1,154万7,000円を前年度、令和5年度の事業で活用いたしました。残りの1,003万7,000円について、令和6年度の給食費助成金等の財源として活用するため、今回予算計上をしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 24ページ、ほかにありませんか。25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページ、31ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 31ページ、18款1項1目基金繰入金、1節財政調整基金繰入金で、2億8,930万円でございます。予算上の財源不足を補うものとして、毎年計上をしているもので、骨格予算でありました対前年度比では、5,230万円の増額となっております。物価高騰や人件費の増加、建設事業費の増加など、財政需要が様々な分野で増加をしているということもありまして、予算上の財源不足額が増加をするという傾向が続いているという状況でございます。

続いて、3節の特定目的基金繰入金の、ふるさと吉富まちづくり応援基金繰入金で、1,766万2,000円でございます。こちらは、前年度までにいただいたふるさと納税について、一旦基金に積み立てをして、翌年度以降の事業に活用するものとなっております。令和6年度は、教育、文化、スポーツ振興の分野として、講演会事業に、それから産業振興の分野としまして、特産品の開発事業に、都市基盤・生活環境の整備の分野としまして、多世代交流複合施設の基本計画策定事業、それからAEDの更新事業、ヘルメット購入費助成事業、以上の3事業に。それから、少子高齢化対策、福祉保険医療の充実の分野としまして、敬老会事業と子ども医療費の高校生までの拡充。この2事業にそれぞれ活用をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 31ページ、ほかにありませんか。32ページ、33ページまで。34ページ。よろしいですか。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は1時5分といたします。

午後0時03分休憩

-----  
午後 1 時05分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

続いて、歳出に移りたいと思います。35 ページ、36 ページ、37 ページ、38 ページ、39 ページ。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 39 ページ、上から3つ目、9 節交際費でございます。

例年は、昨年度まで町長交際費60 万円で計上しておりましたが、今年度は100 万円と増額を40 万円させていただいております。

こちらにつきましては、コロナ禍が過ぎ、通常どおりの社会活動が行われることにより、いろいろな会合が平常どおりになったこと、さらに、より効果的なトップセールスを行っていただくため、また、近隣の状況も鑑みまして、今年度40 万円の増額をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに39 ページよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 40 ページ、41 ページ。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 41 ページ、失礼しました。上から3 番目、10 節需用費の印刷製本費でございます。これは広報の印刷製本になりますが、712 万3,000 円、例年よりも165 万2,000 円の増額でございます。

この内容につきましては、部数は近隣の市町の町に送ってほしいというお話をたくさんいただいており、例年3,020 部を刷っておりましたが、今後は毎月3,070 部、50 部を増刷する予算、それと、コロナ禍以降、それぞれの単価の改正、また、稿正をする経費等の増が見込まれており、予算額がかなり大きめの予算で来ておりますので、その業者からの予算額を今回計上させていただきます。

なお、これは、入札によりまして、また下がってくることも予想はしておりますが、当初予算の見積額として増額となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 41 ページ、ほかにはよろしいですか。42 ページ、43 ページ。検査会計室長。

○検査会計室長（奥本 恭子君） 2 款 1 項 4 目会計管理費の11 節役務費の手数料です。56 万6,000 円を計上しております。このうち56 万2,000 円につきましては、令和6 年度10 月から、公金の振込に対し、全国銀行資金決済ネットワークが定める内国為替制度運営費が

適用され、これまで無料でありました銀行間の為替取引手数料が税別1件62円に変更されることに伴い、振込に要する経費を指定金融機関に支払う必要を生じたため、その費用を計上したものでございます。

なお、内国為替制度運営費の適用に伴い、地方公共団体が負担する経費につきましては、地方交付税措置が講じられることとなっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 42ページ、よろしいですか。43ページ、よろしいですか。44ページ、45ページ、未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 44ページでございます。下から2つ目の11節役務費でございます。そのうちの広告料、これが昨年度は20万でございましたが、今年度は180万増額の200万円を計上いたしております。

この内容につきましては、ふるさと納税の増額を見込むにあたり、それぞれのサイトで広告を打って、吉富町が取り扱う商品がサイトの上部に上がってくるというような広告がございます。

これが非常に効果的、かなり皆さんの目につくことによって、ふるさと納税が伸びるということが分かりましたので、今年度は、うちが取り組んでいます各ふるさと納税のサイト、それぞれで広告を打って、大幅なふるさと納税の増額を狙うための広告料のアップでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 44ページ、45ページ、よろしいですか。46ページ、47ページ、48ページ、49ページ、50ページ、51ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） 50ページをお願いいたします。

2款1項14目まち・ひと・しごと創生事業費の12節委託料で、一番下の特産品企画業務委託料150万円は、昨年度までの補助対象でありました特産品開発支援事業を見直しし、商品化が進められている水産物や農産物を引き続き推進していくための業務委託料です。今後も事業継承組織のまちづくり会社とともに、町内の農業者、漁業者、商工業者が潤うための内需拡大を図りつつ、農・商・工連携を支援していきたいと考えております。

続きまして、51ページをお願いいたします。同じく2款1項14目18節負担金補助及び交付金で、（仮称）新たなまちづくり地域活性化事業推進助成金300万円です。令和5年度まで実施してまいりました、女子集客のまちづくり活性化促進事業推進助成金を、まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しに合わせ、今回名称を変更したものでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 50ページ、51ページ、よろしいですか。

執行部の方をお願いします。マスクをとって、聞き取りにくかったので、お願いします。

52ページ、53ページ、54ページ、55ページ、56ページ、57ページ、58ページ、59ページ、福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 予算書59ページ、60ページにわたります。資料、一般会計予算の概要は19ページとなります。3款1項1目社会福祉総務費7節報償費、12節委託料、13節使用料及び賃借料など、新たに事業展開を計画中の健康ポイント事業についてです。

資料19ページ下段の右表中の予算書ページ記載、59と60のとおりですが、目の表示に誤りがあります。ページ59とページ60の目の欄4と記載しているのを1に訂正をお願いします。

それでは健康ポイント事業について少し触れます。高医療費の傾向が継続する中、健康意識の醸成や日常生活での行動変容など、健康づくりや生活習慣病の予防や改善につながる取組として、幅広い世代を対象に展開する仕組みづくりを新たに構築するものです。

まちのDX推進事業との連携や活動へのインセンティブ要素を採用した歩くという手軽な運動を通して、医療費適正化や健康管理を後押しする取組となります。

当初予算では、40代から80代までの各世代10名程度のモニタリング参加者50名の試行運用と進行管理の費用とする6か月相当額を計上しているところです。

主な部分として7節報酬費ではモニタリング参加者の報酬品、12節の委託料は歩数を計測する活動量計、体組成計、歩数を読み取る機器、システム導入一式など、モニタリング運用業務に充てるものです。

13節使用料及び賃借料は6か月間のシステムの利用、それからID管理料などを計上しております。

総額で650万円を予算計上し、健康意識の醸成や行動変容による医療費の適正化、介護予防における課題解決を同時に図るものです。

運営費用については、デジタル田園都市国家構想交付金を主体とした財源で事業展開が図れるよう申請手続を同時に進めているところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 59ページまでよろしいですね。60ページ、61ページ、62ページ、63ページ、64ページ、65ページ、66ページ、67ページ、68ページ、69ページ、子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 順子君） 72ページまでに渡りますが、よろしいでしょうか。

○議長（山本 定生君） はい。

○子育て健康課長（石丸 順子君） ありがとうございます。3款2項1目児童福祉総務費です。本年度予算額3億5,769万8,000円、前年度と比較して1,323万9,000円の減となっております。

減額要因の大きなものは、昨年度18節負担金補助及び交付金に計上しておりました、つくしんぼ保育所の施設整備に係る保育所施設整備費5,155万9,000円についての減でございますが、70ページをお願いいたします。12節委託料は昨年度と比較して、3,873万4,000円の増となっており、その相殺により、目全体での減となっております。

委託料の増額は、保育所及び認定こども園の運営費委託料の増が大きな要因でありまして、国が定める委託料の単価であります公定価格について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた増額改定が行われたことと、つくしんぼ保育所について、昨年度は認可化後の7月以降の運営費の計上でありましたものが、数年分の計上になったことも増額要因となっております。

続いて、3款2項2目児童措置費です。次のページをお願いいたします。

本年度予算額1億4,290万円、前年度と比較して1,971万9,000円の増となっております。増額の要因は、令和6年10月からの児童手当の制度改正でございます。

72ページ、12節委託料に新たに電算システム改修委託料572万円を計上し、19節扶助費の児童手当1億2,928万円は、前年度と比較して、1,594万円の増額計上でございます。

令和6年10月から、手当の対象者が現在の中学3年生から高校3年生の年代まで延びるとともに、第何子に当たるかの多子カウントが、現行制度では高校3年生の年代以下からカウントしておりますが、これが学生などであって扶養されている22歳までの子以下にまで拡大され、また、第3子以降の手当月額額の増額や所得制限の撤廃も行われて、より手厚い手当制度となります。

本予算は、推計により歳出予算を計上し、歳入予算、国県の負担金については、法改正前の内容で試算をしておりますので、実際の認定申請の状況や国県の負担金制度の内容によりまして、補正予算で精算をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 69ページに戻っていいですか。70ページ、71ページ、72ページ、73ページ、74ページ、75ページ、76ページ、77ページ、78ページ、79ページ、80ページ、81ページ、82ページ、83ページ、84ページ、85ページ、86ページ、87ページ、88ページ、89ページ、90ページ、91ページ、92ページ、93ページ、94ページ、95ページ、96ページ、97ページ、98ページ、99ページ、100ページ、101ページ、102ページ、103ページ、未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 102ページ、中ほどの18節負担金補助及び交付金でございます。その中の上から2番目、消火栓工事費負担金についてです。例年よりも282万9,000円増額の490万円を予算化しております。

こちらは、消火栓の設置につきましては、金額面での効率性を考慮をし、下水道工事に伴う水

道工事と同時施工をすることが、効率化が図れておるということで、毎年2か所ずつを、予算計上をしておりましたが、今年度下水道工事等を予定しております楡生地区や幸子古地区においては、事前に調査をいたしたところ、消火栓の少ない地域が多うございました。

また、新たな宅地化が進んでおるところは、消火栓が行き届いておりませんでしたので、今年度は5か所を増加し、7か所にて設置するために増額予算となっております。

続きまして、103ページをお願いいたします。

先ほど、消防団員の報酬の改正条例を御提案させていただきましたが、それに伴いまして、103ページの一番上、報酬、こちらにつきましては消防団員、団長、副団長を含め62名分、合計で昨年度よりも65万3,000円の増額となっております。

また、8節旅費の中におきまして、説明の火災等出動費用弁償、火災予防運動出動費用弁償、教育訓練出動費用弁償、こういったものが増額をされておまして、合計で103万1,000円の増額予算となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに103ページまでありませんか。

104ページ、105ページ、未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 104ページ、お願いいたします。一番上の18節負担金補助及び交付金です。説明の一番下、消防操法大会出場助成金180万円が今年度上がっております。

これは、豊築地区管内福岡県全国大会に向けて、6年に1度消防の操法大会が当番が当たってまいります。今年度、吉富町が当番となっておりますので、その選手、そして準備をする経費として、180万円を今年度は計上いたしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 104ページ、105ページ、よろしいですか。

106ページ、107ページ、108ページ、109ページ、110ページ、111ページ、教務課長。

○教務課長（鍛冶 幸平君） 111ページ、10款2項1目12節委託料。下から2番目でございます。ネットワークアセスメント委託料91万5,000円です。

GIGAスクール構想で整備されたタブレット等のネットワーク利用状況を詳細に調べ、問題のある箇所を洗い出し、評価分析するための委託料でございます。

ネットワークの電波状況の調査、転送速度の調査を行い、今のネットワーク環境の中で最適に利用できる提案を行ってもらい、もしくは最適な環境整備についての提案を行ってもらい、でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 111ページまでよろしいですか。112ページ、113ページ、114ページ、115ページ、116ページ、117ページ、118ページ、119ページ、120ページ、121ページ、122ページ、123ページ、124ページ、125ページまで。

続いて126ページ、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書等に関する調書、126ページ、127ページよろしいですか。128ページまで。

129ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書。

130ページ、給与費明細書、131ページ、132ページ、133ページ、134ページ、135ページ、136ページ、137ページ、138ページ、139ページまで。

以上で説明漏れはありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上で、議案第20号の執行部からの説明を終わります。

---

#### 日程第20. 議案第21号 令和6年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第20、議案第21号令和6年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。よろしいですか。皆さん準備できましたか。

これからページを追って、質疑に入ります。

予算書1ページ。歳入2ページ、3ページ。歳出4ページ、5ページ。

6ページ、事項別明細書総括歳入。7ページ、同じく総括歳出。歳入8ページ、9ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど条例改正のところで802世帯とあったんですけど、人数はどうなんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 人数につきましては1,205名を見込んでおります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この中で高校生以下の子供さんは何人でしょう。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 高校生以下の人数ですが、105人を今のところ加入被保険者として捉えています。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。8ページ、9ページ、ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 10ページ、11ページ、12ページまで。歳入全般について御質疑ありませんか。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ。新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 2目の18節の健康ポイントアプリ事業負担金とあるんですけども、これは国保の国民健康保険のところで払うものであるということなんでしょう。何をどういうものをつくれるのかなと思って、お伺いしたいです。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 先ほどの健康ポイント事業の中で、国民健康保険への医療費が高いというところからの視点で、実際取り組むものなんですけど、事業の運営に当たってデジ田交付金を活用した対象としたいと思います。

実際の事業については、一般会計で執り行い、国保側からは一部負担金を徴して運用するということで、国保側からは繰出金、一般会計には繰入金として同額を予算計上しています。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 国保であるとはいえ、税金ではあるんですけど、社会保険を払っている人とか、あまり関係ないんですけど、そういうのはあまりここには含まれている感じなんでしょうか。ちょっと僕あれなんですけど。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 説明が不足しました。

健康ポイント事業というところが40以上を想定したもので、その大半が国民健康保険の方を主体に、まずは取り組んでいただこうかということで、モニタリングの部分です。

それからある程度、社会保険も含めて広く町民全般の方々に投げかけていきたいというところなんです。

併せて、どうしても各年代で人数の相当数が確保できない場合もございますので、そこは社会保険等からの人数の確保を目指しているところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 20ページまでは、ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） じゃあ21ページ、22ページまで。歳出全般について御質疑はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 13ページ、歳出の13ページ戻ってよろしいですか。

委託料の電算システム改修委託料とありますが、これは新しい項目だろうと思いますが、国保税改正のためなのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） お答えします。

予算で計上しているものについては、昨年、産前産後の、そういう状態のある方について保険税を軽減するという改正がなされております。その軽減に、軽減額を算定するためのシステム改修料であります。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。よろしいですか。歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に給与費明細書23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページ、31ページ、32ページ、33ページまで。以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、福祉産業建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号令和6年度吉富町国民健康保険特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第21. 議案第22号 令和6年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第21、議案第22号令和6年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。準備よろしいですか。

これからページを追って、質疑に入ります。予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ、事項別明細書総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。

次に歳入6ページ、7ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 被保険者の人数と、その中で75歳以下の方が何人かということと、あとは医療費の負担割合で1割負担が何人とかいうのが分かれば教えてください。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 令和6年2月末現在の被保険者数をお答えします。全体で1,174名、75歳未満が28名、75歳以上が1,146人です。1人当たり医療費というのは、今確定しているのが令和4年度分となります。107万1,652円です。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が言ったのは、医療費の負担で1割負担の人、窓口負担です。いろいろありますよね。それをお願いします。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 失礼しました。これもまた令和4年度分のところでいきますが、7割軽減が527名、5割軽減が174名、2割軽減が142名、全体で843名です。先ほどの基準の人数とは多少異なりますが、賦課期日現在での今は人数でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この項目で言ったら悪かったのかもしれないんですけど、私が聞きたいのは窓口負担の割合です。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） たびたびすみません。これもまた令和4年度の状況でしか特定できていませんが、2割負担の方が174名で、1割負担の方が909名というところが、令和4年度分の課税の中での特定されている人数です。あとは多少の加入の増減がございますので、なかなかお答えが難しいところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに、歳入6ページ、7ページよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 8ページ。歳入全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に歳出に入ります。9ページ、10ページ。11ページまで。歳出全般について、御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について、御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号令和6年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

### 日程第22. 議案第23号 令和6年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第22、議案第23号令和6年度吉富町奨学金特別会計予算についてを議題といたします。準備よろしいですか。

これからページを追って、質疑に入ります。

予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。

次に4ページ、事項別明細書総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。

次に歳入6ページ、7ページ。8ページまで。

歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に歳出に入ります。歳出、9ページ。

歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 歳出のところで、貸付金は、今年度は何名で予算を組んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（鍛冶 幸平君） 貸付金ですけれども、条例上、奨学金条例の第4条の人数で、大学生、専門学生40名、高校生15名、最大の55名の予算計上でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。では、歳入歳出全般についての御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、予算書全般についての御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号令和6年度吉富町奨学金特別会計予算については、総務文教委員会に付託することに決しました。

---

### 日程第23. 議案第24号 令和6年度吉富町水道事業会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第23、議案第24号令和6年度吉富町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。予算書1ページ、2ページ。

重要な会計方針に係る事項に関する注記、3ページ。

予算実施計画、収益的収入及び支出、4ページ。5ページ、資本的収入及び支出。予定キャッシュフロー計算書6ページ。給与費明細書7ページ、8ページ、9ページ。

債務負担行為に関する調書、10ページ、11ページ。予定貸借対照表、12ページ、13ページ。予定貸借対照表（前年度分）14ページ、15ページ。予定損益計算書（前年度分）16ページ。

次に予算明細書、収益的収入及び支出17ページ、18ページ、19ページ。新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 18ページの2目16節の委託料のところですが、水道水給水栓水質検査委託料とあるんですけど、これどういったものでしょうか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 水道法の中に、毎日の残留塩素の確認ということが定められておりまして、町内の中で、いわゆる端のほうですね、配水塔から一番離れた地域、幸子地区、界木地区、高浜地区の3か所において、これは個人の方をお願いをして、1日1回の残留塩素の測定を、お願いをしております。そしてその報告を毎月、その委託しておる方から受けて、私たちが日々給水する水道水について、しっかりと消毒がなされておると、そういったことをしっかり確認をする、そういったものです。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。同じく18ページ、19ページよろしいですか。20ページまで。

資本的収入及び支出 21 ページまで。向野議員。

○議員（4 番 向野 倍吉君） 資本的支出の 1 節の工事請負費の中で、送水管連絡工事等テレメーター改良工事、それと流量計ほか設置工事とありますが、内容を教えてください。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 工事請負費で、これは令和 6 年度で新たに計上しております。お手元の資料の、附属資料がお手元に届いておるとおもいます。

26 ページに水道工事の工事箇所図がありますので、そちらのほうを併せて御覧いただきますと、より分かりやすいかと思えます。

よろしいでしょうか。26 ページのほうに、吉富町水道事業会計予算、令和 6 年度水道工事計画図ということで添付をしております。

図面番号でいうところの 8 番、これが送配水管連絡工事。そして 9 番が、これがテレメーター改良工事、10 番が流量計 2 か所ほか設置工事ということになります。

工事の内容になるんですが、順番に御説明いたします。

図面番号 8 の送配水管連絡工事は、現在行っております水道施設の一連の統廃合の事業ということになり、その一部になるんですが、役目を終える送水管をここで捨ててしまうのではなく、再び配水管として利用する計画をもって進めております。

もう少し詳しく言いますと、現在の第 2 配水場、これは、さやの小児科の前に吉富町の水道が始まったとき以来あるポンプ場になるんですが、第 2 配水場に幸子浄水場から現在、送水管で水が送られてきてるわけですが、令和 5 年度で県道中津豊前線に新しく布設をいたしました送水管、県道部分において工事を行いました、これが出来上がりますと、幸子浄水場から第 3 配水塔、第 3 配水塔というのは、天仲寺さんの上に 2 つ新しくあるタンクです。

あのタンクに直接幸子浄水場から水を送り込む計画で、令和 5 年度で現在そういった工事をやっております。

これが機能するようになれば、現在の幸子浄水場から第 2 配水場、先ほど申し上げました、さやの小児科の前のポンプ所に送り込んできている送水管が役目を終えるのですが、この送水管は下水道工事の際に布設替えしたものです。そう古くはありません。

ということから、今度はその送水管を配水管として、いわゆる役目を変えて利用しようと思っております。そういったことから、送配水管を連結して、不要になった送水管を捨ててしまうのではなく、再び有効利用しようということでの配水管の連絡工事ということになります。

それから次に、図面番号で、9 番でテレメーター改良工事についても説明いたします。これも一連の統廃合事業ということになりますが、現在第 3 配水塔、先ほど申し上げました、天仲寺山の上の 2 つにある配水塔なんです、そのいろんな水位とか流量とか、そういったデータとい

うのは、現在第3配水場、この第3配水場というのは東病院の前、老人福祉センターといいますが、ひだまりのすぐ横に同じくポンプ施設があるんですが、そこに一旦そういったいろんなデータが送られ、そこからクラウドにその情報を転送し、私たちは日常の監視業務の中で、その執務室のパソコンであるとか、現場に出たときには携帯電話から、今その水位がどれくらいあって、どれくらいの流量が流れているというのが、日常管理でちゃんと分かるようなシステムを組んでおります。

そういったことで日夜私たちは仕事をするわけなんですけど、今回テレメーター改良のうちの1つを具体的に申し上げますと、現在第3配水塔、山の上の2つの配水池へ水を送り込むシステムというのは、その配水塔の水位が下がれば、その信号が東病院の前の第3配水場に送られて、水を補給するために送水ポンプが起動します。

その起動すると、その受水槽の水が少なくなります。そうすれば、その水位が下がった受水槽へ、幸子浄水場からまた水を送ってくるような信号を飛ばして、一連の自動操作をしております。

今回の統廃合で、東病院の前のポンプ所も廃止をいたします。そうすれば、今そういうふうにも、そこがキーステーションとなって機能している、そういったテレメーターの操作を、山の上の2つの配水池の水が下がれば、直接幸子浄水場からその2つの配水塔に水を送り込むような、新しい自動運転の仕組みをつくっていくように考えております。

そういったことから、そういった一連のテレメーターの改良工事が必要になる、そういったものです。

最後になりますが、図面番号の12、流量計2か所ほか設置工事ということで、これも先ほどの話に一連するんですが、現在、吉富町全体に水を送っているのは、山の上に見える2つの配水塔と、以前から残っている小笠原公のお墓の横に古い第2配水池というのがありますが、これも第3の2つの新しい配水塔から全町に渡って、全町に配水ができるようになれば、この小笠原公の横にある古い昭和40年代後半につくられたこの配水池も廃止をするように考えております。

そういうことで、今は第2配水系統、第3配水系統というふうに配水の系統が分かれているので、漏水なんかが急に発生した場合、まずもって第2なのか第3、南側なのか北側なのかというのがすぐに分かっていたんですが、今後は天仲寺さんの新しい2つのタンクから全町に送り出すということになれば、町内どこで漏水が出ているのか、ほとんど分からなくなります。

ですから、新しい配水塔の下で、今までの第2配水系統のほうに分かれる、第3配水系統に分かれる、ちょうど分岐点があります。その分岐点のところ新たに流量計を設けて、漏水等の管理や日常の管理、水の動き、そういったことを把握するために、新たに流量計を設置するという計画でございます。

一連の統廃合事業の中で、こういった計画を順次、年度ごとに施工していこうということで、これはもう初めから考えていた工事であります。

以上です。

○議長（山本 定生君） はい、21ページほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、予算書全般について、御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） よく分かった説明だったと思います。ちょっと大きいくくりでお願いしたいと思います。下水の工事がするときに、配水、送水管も新しいものに変えていくということで、着々とやっています。今、全体のどの程度までかというのは、ちょっと大体でいいんですが、まだこれからもずっとせなならんのでしょうけど、お願いできますか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 大変申し訳ありません。具体的な数字というのは、今、手元に持ち合わせておりませんが、下水道のほうの計画が、町内の約7割は少し超えたところで進んでおります。

それと比例するように、水道の配水管につきましても、布設替えを着々と行ってきました。同じような割合で布設替えが行われているというふうに思っていて、結構かと思います。

ただ、今年度、今、御質問じゃないんですが、同じような工事を計上しておりますので、ひとつ説明させてください。

先ほどの図面番号のところ、7番です。配水管の布設替え工事。これは、牛喰に可動橋ということで、役場の前のJRの下です。JRの高架下。こういったところを、これまで下水道工事は、推進工事ということで、道路の下、深いところを機械で掘って、下水道管渠つながっているんですが、そのときに水道管の布設替えが、その場所においては行われていないとか、そういったところも少し残っております。

ですから、今のうちに、そういったところも、大事な動脈的なところになりますので、よく報道で見るような、古い老朽管が破裂して、町内給水制限がかかるとか、そういったことがないように、事前に組んでいこうとしております。

ですから、水道の配水管においては、下水道と同じく、下水道工事が進んでいる分については、順次、配水管の布設替えが行われてきたというふうに、お考えいただいて結構かと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号令和6年度吉富町水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第24. 議案第25号 令和6年度吉富町下水道事業会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第24、議案第25号令和6年度吉富町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。予算書1ページ、2ページ。

重要な会計方針に係る事項に関する注記、3ページ。予算実施計画、収益的収入及び支出4ページ。5ページ、資本的収入及び支出。予定キャッシュフロー計算書6ページ。

給与費明細書、7ページ、8ページ、9ページ。債務負担行為に関する調書、10ページ、11ページ。予定貸借対照表、12ページ、13ページ。予定貸借対照表（前年度分）、14ページ、15ページ。予定損益計算書（前年度分）16ページ。

次に予算明細書、収益的収入及び支出、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページまで。資本的収入及び支出22ページ、向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 支出のところなんですけれども、委託料で面整備管渠詳細設計とあります。昨年も5,900万円ほどありました。昨年の説明では、二、三年後の工事ということなんですけれども、この委託料というのは、ずっと続いていくんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 先ほどと同じく図面を見ていただきたいと思います。附属資料の28ページをお願いいたします。

こちらのほうに、吉富町下水道事業会計予算の令和6年度下水道管渠詳細設計業務委託計画図ということで添付をしております。御覧いただきますと、佐井川よりも、豊前より西側の界木地区及び直江の一部というような形であります。

この面整備管渠詳細設計といいますものは、先ほども議員さんが言われましたように、この詳細設計を行い、いろいろと道路の形状に合わせたところでのマンホールの位置であるとか、下水道管の延長であるとか、あるいは既存の埋設物の調査、そういったことをいろいろ併せて行うわけなんです。周辺の民地と道路の高さなどから、掘削土量あたりも計算をしていきます。そういった計画をつくりまして、その設計書を数年間にわたって分割して、下水道工事を行うようになっていきます。

図面に示している区域は、これまで下水道の工事あたりが先送りといいますが、後になってきました。てなことで、この図面28ページに示す位置におきましても、今後の下水道の整備というようなことで、住宅が連担をしておりますので、費用対効果等で考えたときに、下水道を布設しても十分だと、そういったエリアとして当初から計画されております。順番が後になりましたが、令和6年度に詳細設計を行いまして、今後の下水道工事の計画を具体的なものにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号令和6年度吉富町下水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第25. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（山本 定生君） 日程第25、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書43ページをお願いいたします。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に対し推薦したいので、意見を求める。

住所、吉富町大字小犬丸491番地、氏名、岸本憲二。昭和32年11月30日生まれ。令和6年6月30日をもって任期が満了する高尾賢二氏の後任として、新たに岸本憲二氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

前任の高尾賢二氏につきましては、平成21年に御就任以来、5期15年の長きにわたり御尽力をいただきましたが、このたび、人権擁護委員の推薦の基準年齢を超えたため、任期満了をもって退任されることとなり、後任として岸本氏を推薦するものでございます。

新任の岸本氏は小犬丸下区にお住まいで、現在66歳でございます。大学卒業後、会社員としてお勤めをされた後に、平成4年3月から吉富郵便局で局長として長きにわたりお勤めをされ、昨年3月末に退職をされております。皆さんも御存じのとおり、大変温厚な人柄で、郵便局を御

利用する様々な世代の方々から、いろいろな御相談を受けていたというふうにお聞きをしております。

女性や子供、障害をお持ちの方への人権問題に特に強い関心をお持ちでいらっしゃるということで、相談者の方々のお話を聞き、自らも勉強をしながら各種活動に取り組んでいきたいと意気込みを語られるなど、大変意欲的でありまして、人権擁護委員としてしっかりと御活躍をいただけるものと考えております。

今回、岸本氏を適任者として、法務大臣に推薦したいと思っておりますので、町議会の意見を求めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、採決の方法は起立により行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。採決は起立により行います。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑討論を終わります。

これから本案を採決いたします。岸本憲二氏を適任とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 定生君） 結構です。起立多数であります。よって岸本憲二氏を適任とすることに決しました。

以上で執行部から提案された本日の議事日程は全て終了いたしました。執行部は退席されて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。再開は14時10分とします。

午後 2 時02分休憩

---

午後 2 時10分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

日程第 2 6 . 発議第 1 号 「広報特別委員会」設置に関する決議について

○議長（山本 定生君） 日程第 2 6、発議第 1 号「広報特別委員会」設置に関する決議についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。本発議に対して御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題になっております諮問第 1 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、発議第 1 号「広報特別委員会」設置に関する決議は、原案のとおり決定することに決しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。お諮りします。特別委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、向野議員、角畑議員、丸谷議員、新保議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 異議なしと認めます。特別委員は向野議員、角畑議員、丸谷議員、新保議員を選任することに決定いたしました。

---

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後2時11分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 3月 5日

議 長

署名議員

署名議員